○関東地方整備局告示第四百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 百二十七号　南房総市富浦町原岡字古宿甲九四六番一から同市富浦町原岡字田宿甲九二八番一まで　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十日

○関東地方整備局告示第四百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 三百五十七号　横浜市磯子区新磯子町一八番一から同市磯子区新磯子町二七番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十日

○北陸地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南魚沼市八幡字日越一〇一番九から同市美佐島字細田九二番八まで	前	二三・一五～四九・六三	〇〇・四一五キロメートル	
	後	一六・八三～四八・〇八	〇〇・四一五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 十七号　南魚沼市八幡字日越一〇一番一七から同市八幡字日越一〇二番九まで　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十日

○北陸地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南魚沼市竹俣字前田一八一番一から同市四十日字南原二八七番一まで	前	A 一三・六〇～五五・四〇	四・八七一キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一八・〇〇～九一・九〇	三・六二二キロメートル	
		A 一三・六〇～五五・四〇	四・八七一キロメートル	
		B・C 一八・〇〇～一八・二〇	三・九四〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
上越市大字下字山字ベロ九九九番から同市大字茶屋ヶ原字鳥が首九五九番一まで	前	四一・七〇～八五・四〇	〇〇・〇四五キロメートル	
	後	四一・七〇～八五・四〇	〇〇・〇四五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月二十日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　中遠広域都市計画道路事業三・四・四号袋井駅森線

三　事業施行期間　自平成二十五年十一月二十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　静岡県袋井市上山梨二丁目、上山梨三丁目並びに上山梨字下川原、字中川原、字金屋敷、字上川原及び字上川原入分地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字大尻平三二番二から新城市名号字大六六五番一まで	前	一〇・五〇～一二・五〇	三八・九〇メートル	
	後	一三・四・七〇	七・二五二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所